

IP通信網サービス契約約款（共通編）【現改比較表】 2022年2月1日現在

～2022年2月28日

2022年3月1日～

<p>目次（略）</p> <p>第1章～第14章（略）</p> <p>別記（略）</p> <p>附 則（平成23年6月16日 N O S 第100186号）</p> <p>（実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成23年6月20日から実施します。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施の際現に、当社が附則（平成15年2月21日経企第1302号）に規定している経過措置については、この改正規定実施の日において次に掲げる通り適用します。</p> <p>(1) 第2種契約の細目に係る料金の適用の追加</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">細 目</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">タイプ1-2</td> <td style="text-align: center;">別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。以下この附則において同じとします。））第3条（オープンコンピュータ通信網サービスの種類）の表の1の規定にかかわらず、利用回線を使用して通信を行うことができるもので、接続通信時間にかかわらず定額利用料を設定するもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">タイプ2-2～タイプ3-2</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	細 目	内 容	タイプ1-2	別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。以下この附則において同じとします。））第3条（オープンコンピュータ通信網サービスの種類）の表の1の規定にかかわらず、利用回線を使用して通信を行うことができるもので、接続通信時間にかかわらず定額利用料を設定するもの	タイプ2-2～タイプ3-2	（略）	<p>目次（略）</p> <p>第1章～第14章（略）</p> <p>別記（略）</p> <p>附 則（平成23年6月16日 N O S 第100186号）</p> <p>（実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成23年6月20日から実施します。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施の際現に、当社が附則（平成15年2月21日経企第1302号）に規定している経過措置については、この改正規定実施の日において次に掲げる通り適用します。</p> <p>(1) 第2種契約の細目に係る料金の適用の追加</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">細 目</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">削除</td> <td style="text-align: center;">削除</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">タイプ2-2～タイプ3-2</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	細 目	内 容	削除	削除	タイプ2-2～タイプ3-2	（略）
細 目	内 容												
タイプ1-2	別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。以下この附則において同じとします。））第3条（オープンコンピュータ通信網サービスの種類）の表の1の規定にかかわらず、利用回線を使用して通信を行うことができるもので、接続通信時間にかかわらず定額利用料を設定するもの												
タイプ2-2～タイプ3-2	（略）												
細 目	内 容												
削除	削除												
タイプ2-2～タイプ3-2	（略）												

～2022年2月28日		2022年3月1日～	
(2) <u>第2種契約のタイプ1のコース1に係る区分の追加</u>		(2) <u>削除</u>	
<u>細目</u>	<u>内容</u>		
<u>プラン1-2</u>	<u>利用料について接続通信時間が料金月単位での累計時間の1分までごとに加算額を計算し、基本額(累計時間が0の場合も適用します。)にその額を加算して適用します。</u>		
<u>プラン1-3</u>	<u>利用料について接続通信時間が料金月単位での累計時間が7時間までの場合(累計時間が0の場合を含みます。)は基本額のみを適用し、7時間を越える場合は7時間を越える1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</u>		
<u>プラン2-2</u>	<u>利用料について接続通信時間が料金月単位での累計時間が25時間までの場合(累計時間が0の場合を含みます。)は基本額のみを適用し、25時間を越える場合は25時間を越える1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</u>		
<u>プラン4-2</u>	<u>利用料について接続通信時間が料金月単位での累計時間が200時間までの場合(累計時間が0の場合を含みます。)は基本額のみを適用し、200時間を越える場合は200時間を越える1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</u>		
<u>プラン5-2</u>	<u>利用回線を使用しての通信ができないもので、接続通信時間</u>		

～2022年2月28日		2022年3月1日～	
	にかかわらず定額利用料を適用します。		
(3) 第2種契約のタイプ1のコース2に係る区分の追加		(3) 削除	
細目	内容		
プラン1-2	当社が指定するアクセスポイントに接続しての通信のみが可能で、接続通信時間の料金月単位での累計時間が1時間までの場合（累計時間が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、1時間を越える場合は1時間を越える1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。		
プラン2-2	当社が指定するアクセスポイントに接続しての通信のみが可能で、接続通信時間の料金月単位での累計時間が4時間までの場合（累計時間が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、4時間を越える場合は4時間を越える1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。		
プラン3-2	当社が指定するアクセスポイントに接続しての通信のみが可能で、接続通信時間の料金月単位での累計時間が10時間までの場合（累計時間が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、10時間を越える場合は10時間を越える1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。		
(4) (略)		(4) (略)	
3 この附則の2に規定する細目及び区分について、次の表に定める料金額を適用することとし、別冊料金表第1表第1（利用料金）1-2（料金額）に追加します。		3 この附則の2に規定する細目及び区分について、次の表に定める料金額を適用することとし、別冊料金表第1表第1（利用料金）1-2（料金額）に追加します。	

～2022年2月28日

2022年3月1日～

(1) 利用料

(1) 削除

ア タイプ1のコース1のもの

1 契約者識別符号ごとに

<u>区 分</u>		<u>料 金 額</u>
<u>プラン1-2</u>	<u>基本額 (月額)</u>	<u>200円 (220円)</u>
	<u>加算額 (1分までごとに)</u>	<u>5円 (5.5円)</u>
<u>プラン1-3</u>	<u>基本額 (月額)</u>	<u>700円 (770円)</u>
	<u>加算額 (1分までごとに)</u>	<u>5円 (5.5円)</u>
<u>プラン2-2</u>	<u>基本額 (月額)</u>	<u>1,500円 (1,650円)</u>
	<u>加算額 (1分までごとに)</u>	<u>5円 (5.5円)</u>
<u>プラン4-2</u>	<u>基本額 (月額)</u>	<u>2,500円 (2,750円)</u>
	<u>加算額 (1分までごとに)</u>	<u>5円 (5.5円)</u>

イ タイプ1のコース2のもの

1 契約者識別符号ごとに

<u>区 分</u>		<u>料 金 額</u>
<u>プラン1-2</u>	<u>基本額 (月額)</u>	<u>400円 (440円)</u>
	<u>加算額 (1分までごとに)</u>	<u>9円 (9.9円)</u>
<u>プラン2-2</u>	<u>基本額 (月額)</u>	<u>1,200円 (1,320円)</u>
	<u>加算額 (1分までごとに)</u>	<u>9円 (9.9円)</u>
<u>プラン3-2</u>	<u>基本額 (月額)</u>	<u>2,350円 (2,585円)</u>
	<u>加算額 (1分までごとに)</u>	<u>9円 (9.9円)</u>

～2022年2月28日		2022年3月1日～	
(2) 定額利用料		(2) 定額利用料	
<u>ア タイプ1のコース1のもの</u>		<u>ア 削除</u>	
<u>1 契約者識別符号ごとに月額</u>			
<u>区 分</u>	<u>料 金 額</u>		
<u>プラン5-2</u>	<u>1,750円 (1,925円)</u>		
<u>イ タイプ1-2のもの</u>		<u>イ 削除</u>	
<u>1 契約者識別符号ごとに月額</u>			
<u>区 分</u>	<u>料 金 額</u>		
<u>定額利用料</u>	<u>1,200円 (1,320円)</u>		
ウ～エ (略)		ウ～エ (略)	
4 この附則実施の際現に、当社がOCN SphereダイヤルアップIP接続サービス利用規約（以下この附則において「旧規約」といいます。）の規定により締結している次の表の左欄の契約は、平成23年10月17日より、それぞれ、この附則に定める同表の右欄の契約に移行したものとします。		4 この附則実施の際現に、当社がOCN SphereダイヤルアップIP接続サービス利用規約（以下この附則において「旧規約」といいます。）の規定により締結している次の表の左欄の契約は、平成23年10月17日より、それぞれ、この附則に定める同表の右欄の契約に移行したものとします。	
<u>区 分</u>	<u>料 金 額</u>	<u>区 分</u>	<u>料 金 額</u>
<u>OCN Sphere Lite プチコース</u>	<u>第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約</u> <u>第2種契約</u> <u>タイプ1</u> <u>コース1</u> <u>プラン1-2</u>	<u>削除</u>	<u>削除</u>

～2022年2月28日		2022年3月1日～	
OCN Sphere Lite Aコース	第2種オープンコンピュータ通信網サービス に係る契約 第2種契約 タイプ1 コース1 プラン1-3	削除	削除
OCN Sphere Lite Bコース	第2種オープンコンピュータ通信網サービス に係る契約 第2種契約 タイプ1 コース1 プラン2-2	削除	削除
OCN Sphere Lite Cコース	第2種オープンコンピュータ通信網サービス に係る契約 第2種契約 タイプ1 コース1 プラン4-2	削除	削除
OCN Sphere Xpert	第2種オープンコンピュータ通信網サービス に係る契約 第2種契約	削除	削除

～2022年2月28日		2022年3月1日～	
	タイプ1 コース1 プラン5-2		
OCN Sphere Xpert +	第2種オープンコンピュータ通信網サービス に係る契約 第2種契約 タイプ1-2	削除	削除
OCN Sphere デュオ 1時間 コース	第2種オープンコンピュータ通信網サービス に係る契約 第2種契約 タイプ1 コース2 プラン1-2	削除	削除
OCN Sphere デュオ 4時間 コース	第2種オープンコンピュータ通信網サービス に係る契約 第2種契約 タイプ1 コース2 プラン2-2	削除	削除
OCN Sphere デュオ 10時間 間コース	第2種オープンコンピュータ通信網サービス に係る契約	削除	削除

～2022年2月28日		2022年3月1日～	
	第2種契約 タイプ1 コース2 プラン3-2		
OCN Sphere Xpert ADSL～OCN Sphere Xpert Hikari (Bフレッツマンションタイプ用)	(略)	OCN Sphere Xpert ADSL～OCN Sphere Xpert Hikari (Bフレッツマンションタイプ用)	(略)
5 (略)		5 (略)	
6 タイプ1のコース1に係る第2種契約者（この附則の2に規定する区分に係る者に限ります。）が、当社が指定するアクセスポイントに接続して通信を行う場合、この附則の3の規定にかかわらず、その接続通信時間については、料金額の適用をしません。		6 削除	
7～10 (略)		7～10 (略)	
11 別冊料金表第1表第1（利用料金）1-2-5（付加機能利用料）の規定にかかわらず、特別第2種契約者（タイプ1のコース1に係る者は除きます。）はローミング機能を利用することができません。		11 削除	
12～14 (略)		12～14 (略)	
附 則 (平成23年6月16日 NOS第100186号)		附 則 (平成23年6月16日 NOS第100186号)	
(実施期日)		(実施期日)	
1 この改正規定は、平成23年6月20日から実施します。		1 この改正規定は、平成23年6月20日から実施します。	

～2022年2月28日		2022年3月1日～	
(経過措置) 2 この改正規定実施の際現に、当社が附則（平成15年10月15日経企第695号）に規定している経過措置については、この改正規定実施の日において次に掲げる通り適用します。		(経過措置) 2 この改正規定実施の際現に、当社が附則（平成15年10月15日経企第695号）に規定している経過措置については、この改正規定実施の日において次に掲げる通り適用します。	
(1) (略)		(1) (略)	
(2) 第2種契約のタイプ1のコース1に係る区分の追加		(2) 削除	
細目	内容		
プラン1-4	利用料について接続通信時間が料金月単位での累計時間の1分までごとに加算額を計算して適用します。		
プラン2-3	利用料について接続通信時間が料金月単位での累計時間が5時間までの場合（累計時間が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、5時間を超える場合は5時間を超える1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。		
プラン2-4	利用料について接続通信時間が料金月単位での累計時間が10時間までの場合（累計時間が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、10時間を超える場合は10時間を超える1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。		
プラン5-3	利用料について午前8時から午後8時までの間は接続時間にかかわらず基本額のみを適用し、午後8時から午前8時までの間は接続通信時間が料金月単位での累計時間の1分までご		

～2022年2月28日	2022年3月1日～
-------------	------------

	とに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。	
プラン5-4	利用料について午前1時から午後10時までの間は接続時間にかかわらず基本額のみを適用し、午後10時から午前1時までの間は接続通信時間が料金月単位での累計時間の1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。	

(3)～(4) (略)

(3)～(4) (略)

3 この附則の2に規定する細目及び区分について、次の表に定める料金額を適用することとし、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。以下この附則において同じとします。））料金表第1表第1（利用料金）1-2（料金額）に追加します。

3 この附則の2に規定する細目及び区分について、次の表に定める料金額を適用することとし、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。以下この附則において同じとします。））料金表第1表第1（利用料金）1-2（料金額）に追加します。

(1) [利用料](#)

(1) [削除](#)

[ア タイプ1のコース1のもの](#)

[1 契約者識別符号ごとに](#)

区 分		料 金 額
プラン1-4	加算額（1分までごとに）	7円（7.7円）
プラン2-3	基本額（月額）	230円（253円）
	加算額（1分までごとに）	7円（7.7円）
プラン2-4	基本額（月額）	730円（803円）
	加算額（1分までごとに）	6円（6.6円）
プラン5-3	基本額（月額）	730円（803円）
	加算額（1分までごとに）	10円（11円）

～2022年2月28日			2022年3月1日～	
プラン5-4	基本額（月額）	1,230円（1,353円）		
	加算額（1分までごとに）	10円（11円）		
(2) (略)			(2) (略)	
4 この附則実施の際現に、OCN Dream利用サービス規約（以下この附則において「旧規約」といいます。）の規定により締結している次の表の左欄の契約者は、平成23年10月17日より、それぞれ、この附則に定める同表の右欄の契約を開始するものとします。			4 この附則実施の際現に、OCN Dream利用サービス規約（以下この附則において「旧規約」といいます。）の規定により締結している次の表の左欄の契約者は、平成23年10月17日より、それぞれ、この附則に定める同表の右欄の契約を開始するものとします。	
OCN Dream エントリー0	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ1 コース1 プラン1-4		削除	削除
OCN Dream M5及びOCN Dream M5（法人）	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ1 コース1 プラン2-3		削除	削除
OCN Dream エンジョイ10及びOCN Dream エンジョイ10	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約		削除	削除

～2022年2月28日		2022年3月1日～	
(法人)	第2種契約 タイプ1 コース1 プラン2-4		
OCN Dream デイマックス及び OCN Dream デイマックス (法人)	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ1 コース1 プラン5-3	削除	削除
OCN Dream デイマックスワイド及びOCN Dream デイマックスワイド (法人)	OCN Dream デイマックスワイド及びOCN Dream デイマックスワイド (法人) 第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ1 コース1 プラン5-4	削除	削除
OCN Dream AirH"オプション～ホームページサービス	(略)	OCN Dream AirH"オプション～ホームページサービス	(略)
5～9 (略)		5～9 (略)	

～2022年2月28日	2022年3月1日～
<p>10 タイプ1のコース1に係る第2種契約者（この附則の2に規定する区分に係る者に限り ます。）が、当社が指定するアクセスポイントに接続して通信を行う場合、この附則の3の 規定にかかわらず、その接続通信時間については、料金額の適用をしません。</p>	<p>10 削除</p>
<p>11 (略)</p>	<p>11 (略)</p>
<p>12 タイプ1のコース1のプラン1-4に係る特別第2種契約者は、別冊料金表第1表第1 (利用料金)1-1(適用)の(12)欄及び1-2-3(電子メールの利用の場合の利用料又 は定額利用料の加算額)の規定にかかわらず、メールアドレスを追加して電子メールを利用 することはできません。</p>	<p>12 削除</p>
<p>13 別冊料金表第1表第1(利用料金)1-2-4(特定ダイヤルアップ回線及びポータブ ルI Pアクセスの利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額)の規定にかかわらず、特別 第2種契約者については、特定ダイヤルアップ回線の利用の場合の利用料又は定額利用料 の加算額は発生しません。なお、タイプ1のコース2及びタイプ1-3に係る特別第2種契 約者については、特定ダイヤルアップ回線からの通信を行うことができません。</p>	<p>13 別冊料金表第1表第1(利用料金)1-2-4(特定ダイヤルアップ回線及びポータブル I Pアクセスの利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額)の規定にかかわらず、特別第2 種契約者については、特定ダイヤルアップ回線の利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額 は発生しません。なお、タイプ1-3に係る特別第2種契約者については、特定ダイヤルアッ プ回線からの通信を行うことができません。</p>
<p>14 別冊料金表第1表第1(利用料金)1-2-5(付加機能利用料)の規定にかかわらず、 タイプ1のコース2及びタイプ1-3に係る特別第2種契約者についてはローミング機能 を利用することができません。</p>	<p>14 削除</p>
<p>15～18 (略)</p>	<p>15～18 (略)</p>
<p>附 則 (平成23年6月16日 N O S 第100186号)</p>	<p>附 則 (平成23年6月16日 N O S 第100186号)</p>
<p>(実施期日)</p>	<p>(実施期日)</p>
<p>1 この改正規定は、平成23年6月20日から実施します。</p>	<p>1 この改正規定は、平成23年6月20日から実施します。</p>

～2022年2月28日

2022年3月1日～

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、当社が附則（平成19年10月30日 N O S 第700706号）に規定している経過措置については、この改正規定実施の日において次に掲げる通り適用します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、当社が附則（平成19年10月30日 N O S 第700706号）に規定している経過措置については、この改正規定実施の日において次に掲げる通り適用します。

(1) 第2種契約のタイプ1のコース1に係る区分の追加

(1) 削除

<u>区 分</u>	<u>内 容</u>
<u>プラン5-5</u>	<u>利用回線を使用しての通信ができないもので、接続通信時間にかかわらず定額利用料を適用します。また、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限り、以下この附則において同じとします。））料金表第1表第1（利用料金）1-2-5（付加機能利用料）の規定にかかわらず、IPv6トンネリング機能を利用することができないもの</u>
<u>プラン5-6</u>	<u>利用回線を使用しての通信ができるもので、接続通信時間にかかわらず定額利用料を適用します。また、別冊料金表第1表第1（利用料金）1-2-5（付加機能利用料）の規定にかかわらず、IPv6トンネリング機能を利用することができないもの</u>

(2)～(3) (略)

(2)～(3) (略)

3 この附則の2に規定する区分について、次の表に定める料金額を適用することとし、別冊料金表第1表第1（利用料金）1-2（料金額）に追加します。

3 この附則の2に規定する区分について、次の表に定める料金額を適用することとし、別冊料金表第1表第1（利用料金）1-2（料金額）に追加します。

～2022年2月28日	2022年3月1日～
-------------	------------

<p>(1) 定額利用料</p> <p>ア タイプ1のコース1のもの</p> <p style="text-align: right;">1 契約者識別符号ごとに</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン5-5</td> <td style="text-align: center;">916円 (1,007.6円)</td> </tr> <tr> <td>プラン5-6</td> <td style="text-align: center;">611円 (672.1円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ～ウ (略)</p> <p>4 この附則実施の際現に、当社がOCN for とんとんみ～フレッツプラン会員規約及びOCN IPフォン for とんとんみ～利用規約の規定により締結している次の表の左欄の契約は、平成23年10月17日より、それぞれ、この附則に定める同表の右欄の契約に移行するものとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">OCN for とんとんみ～ とんとんみ～ ISDN</td> <td style="width: 50%;">第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ1 コース1 プラン5-6</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>備考 (略)</p> <p>5 この附則実施の際現に、当社がOCN for MEGAX(九州、中九州、南九州)フレッツプラン会員規約およびOCN IPフォン for MEGAX (九州、中九州、南九州) 利用規約の規定により</p>	区 分	料 金 額	プラン5-5	916円 (1,007.6円)	プラン5-6	611円 (672.1円)	OCN for とんとんみ～ とんとんみ～ ISDN	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ1 コース1 プラン5-6	(略)	(略)	<p>(1) 定額利用料</p> <p>ア 削除</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>4 この附則実施の際現に、当社がOCN for とんとんみ～フレッツプラン会員規約及びOCN IPフォン for とんとんみ～利用規約の規定により締結している次の表の左欄の契約は、平成23年10月17日より、それぞれ、この附則に定める同表の右欄の契約に移行するものとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">削除</td> <td style="width: 50%;">削除</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>備考 (略)</p> <p>5 この附則実施の際現に、当社がOCN for MEGAX(九州、中九州、南九州)フレッツプラン会員規約およびOCN IPフォン for MEGAX (九州、中九州、南九州) 利用規約の規定により締</p>	削除	削除	(略)	(略)
区 分	料 金 額														
プラン5-5	916円 (1,007.6円)														
プラン5-6	611円 (672.1円)														
OCN for とんとんみ～ とんとんみ～ ISDN	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ1 コース1 プラン5-6														
(略)	(略)														
削除	削除														
(略)	(略)														

～2022年2月28日	2022年3月1日～				
<p>締結している次の表の左欄の契約は、平成23年10月17日より、それぞれ、この附則に定める同表の右欄の契約に移行するものとします。</p>	<p>結している次の表の左欄の契約は、平成23年10月17日より、それぞれ、この附則に定める同表の右欄の契約に移行するものとします。</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="125 347 568 692"> OCN for MEGAX フレッツプラン ISDN </td> <td data-bbox="568 347 1070 692"> 第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ1 コース1 プラン5-6 </td> </tr> </table>	OCN for MEGAX フレッツプラン ISDN	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ1 コース1 プラン5-6	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1160 347 1630 692"> 削除 </td> <td data-bbox="1630 347 2114 692"> 削除 </td> </tr> </table>	削除	削除
OCN for MEGAX フレッツプラン ISDN	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ1 コース1 プラン5-6				
削除	削除				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="125 705 568 750">(略)</td> <td data-bbox="568 705 1070 750">(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1160 705 1630 750">(略)</td> <td data-bbox="1630 705 2114 750">(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)
(略)	(略)				
(略)	(略)				
<table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="125 762 1070 813">備考 (略)</td> </tr> </table>	備考 (略)		<table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1160 762 2114 813">備考 (略)</td> </tr> </table>	備考 (略)	
備考 (略)					
備考 (略)					
<p>6 この附則実施の際現に、当社がOCN for QUOLIA利用規約およびOCN IPフォン for QUOLIA 利用規約の規定により締結している次の表の左欄の契約は、平成23年10月17日より、それぞれ、この附則に定める同表の右欄の契約に移行するものとします。</p>	<p>6 この附則実施の際現に、当社がOCN for QUOLIA利用規約およびOCN IPフォン for QUOLIA 利用規約の規定により締結している次の表の左欄の契約は、平成23年10月17日より、それぞれ、この附則に定める同表の右欄の契約に移行するものとします。</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="125 1002 568 1347"> OCN for QUOLIA フレッツISDNプラン </td> <td data-bbox="568 1002 1070 1347"> 第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ1 コース1 プラン5-6 </td> </tr> </table>	OCN for QUOLIA フレッツISDNプラン	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ1 コース1 プラン5-6	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1160 1002 1630 1347"> 削除 </td> <td data-bbox="1630 1002 2114 1347"> 削除 </td> </tr> </table>	削除	削除
OCN for QUOLIA フレッツISDNプラン	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ1 コース1 プラン5-6				
削除	削除				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="125 1359 568 1404">(略)</td> <td data-bbox="568 1359 1070 1404">(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1160 1359 1630 1404">(略)</td> <td data-bbox="1630 1359 2114 1404">(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)
(略)	(略)				
(略)	(略)				
<table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="125 1417 1070 1468">備考 (略)</td> </tr> </table>	備考 (略)		<table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1160 1417 2114 1468">備考 (略)</td> </tr> </table>	備考 (略)	
備考 (略)					
備考 (略)					

～2022年2月28日	2022年3月1日～				
<p>7 この附則実施の際現に、当社がOCN for ヴィパレット (C) 、 (L) サービス利用規約およびOCN IPフォン for ヴィパレットサービス利用規約の規定により締結している次の表の左欄の契約は、平成23年10月17日より、それぞれ、この附則に定める同表の右欄の契約に移行するものとします。</p>	<p>7 この附則実施の際現に、当社がOCN for ヴィパレット (C) 、 (L) サービス利用規約およびOCN IPフォン for ヴィパレットサービス利用規約の規定により締結している次の表の左欄の契約は、平成23年10月17日より、それぞれ、この附則に定める同表の右欄の契約に移行するものとします。</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="125 469 566 810"> OCN for ヴィパレット ダイアルアップ OCN for ヴィパレット ダイアルアップ (団体割引C、アカデミック) </td> <td data-bbox="566 469 1070 810"> 第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ1 コース1 プラン5-5 </td> </tr> </table>	OCN for ヴィパレット ダイアルアップ OCN for ヴィパレット ダイアルアップ (団体割引C、アカデミック)	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ1 コース1 プラン5-5	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1160 469 1630 810"> 削除 </td> <td data-bbox="1630 469 2114 810"> 削除 </td> </tr> </table>	削除	削除
OCN for ヴィパレット ダイアルアップ OCN for ヴィパレット ダイアルアップ (団体割引C、アカデミック)	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ1 コース1 プラン5-5				
削除	削除				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="125 825 566 1279"> OCN for ヴィパレット あいびらんど (個人) OCN for ヴィパレット あいびらんど (法人) OCN for ヴィパレット フレッツISDN アクセス </td> <td data-bbox="566 825 1070 1279"> 第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ1 コース1 プラン5-6 </td> </tr> </table>	OCN for ヴィパレット あいびらんど (個人) OCN for ヴィパレット あいびらんど (法人) OCN for ヴィパレット フレッツISDN アクセス	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ1 コース1 プラン5-6	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1160 825 1630 1279"> 削除 </td> <td data-bbox="1630 825 2114 1279"> 削除 </td> </tr> </table>	削除	削除
OCN for ヴィパレット あいびらんど (個人) OCN for ヴィパレット あいびらんど (法人) OCN for ヴィパレット フレッツISDN アクセス	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ1 コース1 プラン5-6				
削除	削除				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="125 1299 566 1343">(略)</td> <td data-bbox="566 1299 1070 1343">(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1160 1299 1630 1343">(略)</td> <td data-bbox="1630 1299 2114 1343">(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)
(略)	(略)				
(略)	(略)				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="125 1362 1070 1407">備考 (略)</td> </tr> </table>	備考 (略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1160 1362 2114 1407">備考 (略)</td> </tr> </table>	備考 (略)		
備考 (略)					
備考 (略)					
8~18 (略)	8~18 (略)				

～2022年2月28日	2022年3月1日～
	附 則（令和4年2月1日 P S事推第00873404号）
	<u>(実施期日)</u> 1 この改正規定は、令和4年3月1日から実施します。
	<u>(経過措置)</u> 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
	3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。